

千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者（以下「障害者」という。）又は障害者を介護している者（以下「介護者」という。）が、住宅設備を障害者に適するように改造するのに要する費用について、当該障害者又は介護者に対し助成することにより、障害者の自立の促進等を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(助成対象者等)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し次のいずれかに該当する障害者（以下「助成対象障害者」という。）及びその介護者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級又は2級のもの
- (2) 地方公共団体の発行する療育手帳の交付を受けた者で、総合判定により障害の程度が㊦からAの2と判定されたもの

2 前項の規定にかかわらず、申出時における助成対象障害者及び当該障害者と生計を一にする世帯員全員のうち当該年度の市町村民税が最も多い者の所得割額（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市により課されている場合にあつては、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算出した所得割額。また、申出が4月から7月までの間に行われる場合にあつては前年度の市町村民税の所得割額。以下同じ。）が213,000円を超える場合は、対象としない。

3 この要綱による助成は、助成対象障害者の属する世帯について原則として1回とする。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、助成対象障害者が現に居住している既存住宅の設備改造を市長が指定する業者（以下「指定業者」という。）に発注して行う場合において必要となる費用（以下「住宅改造費」という。）であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 浴室、便所、玄関、廊下、階段、台所、居室、洗面所及び屋外等を助成対象障害者が円滑に利用できるように改造するために要する費用
- (2) 住宅設備の改修を伴う昇降機及びリフト等の設置に要する費用
- (3) その他前2号に準ずると認められる住宅の改造に要する費用

2 住宅改造費の助成は、次に掲げる改造については行わないものとする。

- (1) 住宅の新築又は全面改築・増築に伴い行われる改造
- (2) 第6条の規定による助成対象費用の確認前に着手又は完了している改造
- (3) 他の制度により補助金の交付その他の助成を受けられるにもかかわらずそれを受けないとき、その対象となっている改造

- (4) 指定業者以外による業者が施工した改造の費用
- (5) 助成対象費用のうち、助成対象障害者の死亡日までに完了していない場合の改修費用

(助成額)

第4条 助成額は、助成対象費用の実額と700,000円のいずれか少ない額（以下「基準額」という。）に次の表に掲げる課税状況の区分及び指定業者の本社所在地に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た金額（円位未満に端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

申出時における助成対象障害者及び当該障害者と生計を一にする世帯員全員のうち当該年度の市町村民税が最も多い者の課税状況	割合	
	指定業者の本社所在地が市内の場合	指定業者の本社所在地が市外の場合
非課税または所得割額が0円	2分の2	
所得割額が143,000円以下	3分の2	2分の1
所得割額が143,001円以上、213,000円以下	3分の1	4分の1

- 2 この要綱による助成に係る助成対象費用が他の制度による助成等の対象となる場合にあつては、前項の規定により算定した基準額から当該他制度による助成金等の額（当該他制度による自己負担額を含む。以下同じ。）を控除した額を基準額とみなして、助成額を算定するものとする。
- 3 この要綱による助成を受ける前になされた別の改修について、他の制度による助成金等を受給した場合にあつては、この要綱による助成に係る助成対象費用の実額に当該別の改修に係る費用の総額を加えて得た額を第1項の助成対象費用の実額とみなし、これにより算定した基準額から当該他制度による助成金等の額を控除した額を基準額とみなして、助成額を算定するものとする。

(助成対象費用確認の申出)

第5条 助成を受けようとする助成対象者（以下「申出者」という。）は、障害者住宅改造費助成対象費用確認申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 改造見積書
- (2) 改造内容を明らかにする平面図
- (3) 改造着手前の状況を明らかにする写真
- (4) 申出時における助成対象障害者及び当該障害者と生計を一にする世帯員全員分の当該年度の市町村民税の所得割額を証明するもの
- (5) 改造しようとする住宅（以下「対象住宅」という。）が助成対象障害者又は申出者の所有に属するものでない場合にあつては、当該対象住宅の所有者の改造について

- の承諾書及び賃貸借契約書等対象住宅の所有者を確認することができる書類の写し
- (6) 住宅改造に係る他の制度による助成等を受給した者にあつては、当該助成等の決定通知書の写し
 - (7) その他、助成対象費用の確認のため市長が必要と認める書類

(助成対象費用の確認)

第6条 市長は、前条の申出書を受理したときは、必要に応じて対象住宅を実地に調査してこれを審査し、障害者住宅改造費助成調査書(様式第2号)を作成するとともに、当該改造に係る助成対象費用の確認を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成対象費用の確認をした場合にあつては、障害者住宅改造費助成対象費用確認書(様式第3号。以下「確認書」という。)により、助成対象費用及びそれに基づき算定した助成金の支給が見込まれる額(以下「助成金支給見込額」という。)について、当該申出者に通知するものとする。

(改造内容の変更等)

第7条 前条の規定により確認書の通知を受けた申出者にあつては、改造の内容、住宅改造費の額等を変更するときは、障害者住宅改造費助成変更申出書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申出があつたときは、その内容を審査のうえ変更される助成費用を確認し、障害者住宅改造費助成調査書(様式第2号)を作成するとともに、その結果を申出者に障害者住宅改造費助成対象費用変更確認書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成の申請)

第8条 住宅設備の改造が完了した申出者であつて、助成の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者住宅改造費助成申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 工事費内訳書
- (2) 改造の状況を明らかにする写真
- (3) その他、助成対象費用の確認のため市長が必要と認める書類

(助成の決定及び助成券の交付)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要に応じて対象住宅の実地調査を行い、その内容を審査のうえ助成を決定し障害者住宅改造費助成決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するとともに、障害者住宅改造費助成券(様式第8号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。

- 2 決定通知書に記載する助成額は、確認書(第7条による変更を行ったときは変更確認書)に記載された助成金支給見込額とする。ただし前項の審査により算定した助成額が助成金支給見込額を下回るときは、障害者住宅改造費助成調査書を作成するとともに、決定通知書に減額後の助成額及び減額した理由を記載して申請者に通知するも

のとする。

(助成額の支払い)

第10条 申請者は、前条による助成決定通知書及び助成券を受領したときは、その内容を確認のうえ、助成券を指定業者に渡すとともに、自己負担となる費用を業者に支払うものとする。

2 市長は、前項の指定業者から助成券の添付された請求書が提出されたときは、助成券に記載された助成額に相当する金額を当該指定業者に支払うものとする。

(助成決定の取消及び助成金の返還)

第11条 市長は、申請者が偽りその他の不正の手段により助成の決定を受けたときは、その決定を取消するとともに既に助成金を交付しているときは、当該申請者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、業者が偽りその他の不正の手段により不当に助成金を受領し、又は不当な額の助成金を交付させた場合にあつては、当該業者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市は、前項の規定による返還命令を受けた業者に発注して行う改造について助成対象費用確認の申出又は助成の申請があつたときは、当該業者が前項の規定の適用を受けたものであることを申出者又は申請者に告知し、これを受理せず、又は助成の決定をしないことができる。

(台帳の整備)

第12条 市長は、対象住宅の改造状況を明らかにするため、障害者住宅改造助成台帳(様式第9号)を整備するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申出に係る助成について適用し、同日前になされた申請にかかる助成については、なお従前の例による。

3 第2条第3項の規定は、千葉県高齢者住宅改修費支援サービス事業実施要綱（平成14年1月1日施行）に基づき既に助成が行われた世帯についても適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされる助成の申出に係る助成について適用し、同日前になされた申請に係る助成については、なお従前の例による。ただし、この要綱の施行の日以降になされる第7条第1項に基づく改造内容の変更の申出に係る助成については、この限りではない。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県重度障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。